

引上げ分の地方消費税市町村交付金が充てられる社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費【令和８年度当初予算】

（歳入）	・地方消費税交付金のうち社会保障財源化分	100,000 千円
（歳出）	・社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費	1,521,629 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

区 分	経 費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国・道支出金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分 の市町村交付金	そ の 他
社 会 福 祉	1,019,683	504,024	3,900	131,380	50,811	329,568
社 会 保 険	384,049	57,492	0	0	43,621	282,936
保 健 衛 生	117,897	13,842	0	62,375	5,568	36,112
合 計	1,521,629	575,358	3,900	193,755	100,000	648,616

- 1 消費税交付金のうち社会保障財源化分は、社会保障４経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生のいずれかに関する施策）に充てるものとされている。（社会保障４経費：制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）
- 2 「社会福祉」は、障害者福祉事業、高齢者福祉事業、児童福祉事業など。「社会保険」は、国民健康保険事業、介護保険事業など。「保健衛生」は、医療に係る施策、健康増進対策など。
- 3 各区分における「社会保障財源化分の市町村交付金」は、「地方消費税交付金のうち社会保障財源化分」を一般財源額で按分。